

## 第64回富山まつり「星空バザール（富山城址公園芝生広場）」出店要領

### 1 出店日時（予定）

開催日	販売時間
令和6年9月21日（土）	12:00～21:00
令和6年9月22日（日）	12:00～21:00

※雨天時にも星空バザール（富山城址公園芝生広場）を開設いたしますが、暴風雷雨などの悪天候の際は、中止にする場合があります。

※販売開始時刻は、当日の設営状況により変更となる場合があります。

※駐車場は用意しておりませんので、各自で手配をお願いします。

### 2 出店場所及び出店料金

場所：富山城址公園芝生広場（別紙会場レイアウト（案）参照）

料金：55,000円／1ブース（2ブース以上のお申込みはできません）

※料金には2K×3Kテント1張（3.6m×5.4m）、長机4台、椅子2脚、蛍光灯1灯、ブース前看板が含まれております。

※出店場所は、原則、抽選で決定します。

※出店場所の会場レイアウト図等については、申込状況等により変更になる場合があります。

※移動販売車による出店については区画内（3.6m×5.4m）に駐車可能な車両についてのみ可とします。但し、出店場所抽選結果により車両乗入禁止エリアによる出店となった場合は移動販売車からテント販売に変更となります（但し、辞退可能）。また、移動販売車による出店料も変わりません。

### 3 追加設備

追加設備（有料）：電気（100V・1,500W・差込口2つ）1口／2,000円

※追加設備が必要な場合は、出店申込書に必要事項をご記入ください。なお、販売時間外の通電はありません。

※ブース主催者にて取りまとめ、一括して設営業者へ注文いたしますが、その後の設営業者との連絡調整は、各出店者において直接行ってください。

※その他必要な設備等がある場合は、各出店者においてご用意ください。

### 4 申込条件

- ①富山まつりの開催趣旨・目的に沿った出店内容であること。
- ②宗教的・政治的な意味合いのある出店内容ではないこと。
- ③富山まつりの開催に際し、運営委員会、出店管理委員会及びブース主催者の指示に従うこと。
- ④出店期間中（2日間）継続して出店を行えるもの。
- ⑤出店要領を遵守し、一緒にイベントを楽しみ、最大限盛り上げるために協力できるもの。
- ⑥出店要領を遵守し、ブース主催者の指示に従ってください。

- ⑦出店内容は、本イベントの開催趣旨・目的に沿った内容・品目のみとし、出店内容が本イベントの趣旨にそぐわないと判断される場合は出店をお断りいたします。
- ⑧法令等に違反する販売行為や公序良俗に反する販売行為は禁止いたします。
- ⑨申込者と出店者が異なる場合は出店をお断りいたします。
- ⑩出店の権利を第三者に賃借、転貸、売買、譲渡することは禁止します。
- ⑪出店料金及び追加設備に係る経費については、出店者の都合により出店を取りやめになった場合や、暴風雷雨等の悪天候及び新型コロナウイルス感染症等の影響によりイベントが中止になった場合など、いかなる場合においても返金いたしません。
- ⑫事故、天災その他によって損害を受けた場合や、商品の紛失、破損、盗難等いかなる場合においてもブース主催者では一切責任を負わないものとし、保証金等は一切ありません。
- ⑬イベント開催中に、出店内容が適切でないと判断した場合、その時点で販売を中止させていただきます。
- ⑭出店要領に違反した場合は、出店許可後についても、出店の取り消しをさせていただき、今後の出店についても一切お断りいたします。その際、出店取り消しに伴う損害が生じてもブース主催者では一切責任を負いません。
- ⑮ブース主催者では、ブースごとの販売商品や販売価格の調整は行いません。
- ⑯ブース主催者の指示に従うこと。

※富山県暴力団排除条例に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者は出店できません。

## 5 申込方法

出店を希望される方は、別紙「第64回富山まつり『星空バザール（富山城址公園芝生広場）』出店許可申請書」及び「第64回富山まつり『星空バザール（城址公園芝生広場周辺）』出店申込書」に必要事項をご記入のうえ、富山まつり出店管理委員会へFAXまたは郵送にてお申込ください。

なお、FAXでのお申込の際は、送信後、必ず確認のお電話をいただきますようお願いいたします。

**申込〆切：令和6年7月23日（火）正午必着**

※出店ブースはご用意できる店舗数に限りがあるため、お申込いただいてもご出店いただけない場合があります。

※令和6年8月6日（火）に出店者（応募者多数の場合のみ）・出店場所抽選会を実施します。

※いかなる場合においても、出店できなかった場合の保証金等は一切ありません。

## 6 出店許可後の手続き

※出店の許可に伴う書類等は、後日送付いたします。出店料の納入通知案内等を同封いたしますので期日までにご入金及び必要書類の提出がなかった場合は、出店辞退とみなし出店を取り消しいたします。

許認可・届出を要する飲食物、食料品の販売を行うときは、下記期限までに①臨時食品取扱施設開設届（写し）、または、②臨時営業許可書（写し）または、③営業許可書（写し）を提出してください。

なお、許認可及び届出にない内容・品目の販売を固く禁じます。

**提出〆切：令和6年8月30日（金）正午必着**

## 7 注意事項

ア 飲食物、食料品の販売を行うに際し、内容によっては取り扱えない品目もありますので、都度、富山市保健所へご相談ください。

なお、許認可・届出を要するものについては、各出店者において手続きを行ってください。

### 【富山市保健所からのお知らせ】

令和5年度より臨時食品取扱開設届の申請は電子申請のみとなりました。

電子申請が困難な場合は富山市保健所生活衛生課監視係までお問い合わせください。

(※別紙1「食品関連事業者のみなさまへ」参照)

TEL：076-428-1154（平日8：30～17：15）



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

イ 食材の産地や食材名を謳う場合は、必ず当産地の食材を使い、食材名も適正な表現を使用してください。

ウ メニュー名や食材名など、公表する一切の商品について、商標登録者等の権利は侵害しないよう、商標登録されている商品を出品する場合は事前にブース主催者に許可証の写しを提出してください。

エ 火器（電磁調理器含む）を使用する場合は、必ずブース内に消火器を設置してください。また、ガスボンベを使用する場合は、必ず転倒防止対策や、ホースの劣化等の確認を行ってください。コンロ等は不燃材等の上に設置し、テーブル上に直接コンロを設置しないでください。

オ 電力を使用する場合は、タコ足配線はしないでください。

カ ブース主催者で準備するテント以外の持ち込みによるテント等の設営はできません。

キ オーディオ等音響機器の使用、ビデオ上映等を実施する場合は、周囲の出店者に迷惑にならない音量でご使用下さい。

ク 商品の搬入、搬出、管理、販売、品質保証等については、出店者の責任で行ってください。

ケ 業者間における販売協定については、一切禁止します。

コ 酒類の注文を受けた際には、車の運転について尋ね、運転しないことが確認できた客にのみ販売し、はっきりと答えない客や答えを濁す客には販売しないでください。

また、未開封の酒類を販売する場合は、税務署に期限付酒類小売業免許届出が必要となりますので、出店者で手続きを行ってください（開封した状態で販売し、会場内で飲んでもらう場合は不要）。

- サ 中高生等、未成年と思われる客には年齢を聞き、年齢が確認できないときは酒類を販売しないでください。
- シ 周囲に対して美観を損ねる、その他、風紀を乱す行為はお断りします。また、近隣の店舗や来場者の迷惑となるような販売行為は禁止します。
- ス 出店及び食品・販売行為に関連して発生した事故、苦情に対しての全ての賠償責任は出店者が負うものとします。
- セ 会場施設の設備等を加工・破損することは、固く禁止します。万が一会場施設の設備等に加工及び損害をきたした場合は、出店者の責任において必ず原状復帰してください。ブース主催者では一切責任は負いません。
- ソ 出店ブースは、準備・撤去等を含め、出店者の責任において必要な人員を配置し、運営を行うこと。また、ブース内で出たゴミ（特にダンボール、油缶）は各自で持ち帰るとともに、撤去後は必ず出店位置付近の清掃及び片付けを行ってください。なお、出店位置付近の地面が油等で汚れた場合は、清掃費を請求いたしますので、養生等はしっかりと行ってください。

## 8 個人情報の取扱

申請に関する個人情報は出店可否の決定にのみ使用し、適切な保護と利用を徹底します。

## 9 お問い合わせ先

(お問合せ)

〒930-0081 富山市本丸1-45

富山市観光協会

TEL : 076-439-0800 / FAX : 076-439-0810